

平成 30 年度事業計画書

平成 29 年 4 月 1 日から

平成 30 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本海難防止協会

目 次

I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

1. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 2. 入出港等航行援助業務に関する調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 3. 港湾計画の調査検討・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 4. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (一般事業)
5. 水上オートバイの安全運航に係る調査・分析等業務・・・・・・・・ 2
 6. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催・・・・・・・・ 2
 7. 海難防止等情報の発信・啓発・・・・・・・・ 2

II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業・・ 3

III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報収集及び国際協力に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)

1. 海上安全に関する国際情報収集活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 海事の国際的動向に関する調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(日本財団助成事業)

3. ミクロネシア3国の海上保安体制(能力)強化支援・・・・・・・・ 3

(地方公共団体(富山県)補助事業)

4. 北西太平洋行動計画推進協力事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

IV 受託事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

I 海難防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

(日本海事センター補助事業)

1. 船舶交通と漁業操業に関する問題の調査（事業費：7,300千円）

我が国における沿岸海域及び主要港内水域では、航行船舶が輻輳するとともに漁業操業が活発に行われていることから、海上交通の安全確保には、海運関係者及び漁業関係者の相互理解が重要である。

このため、海運・水産両業界の関係者が関係官庁、学識経験者を交えて定期的に安全対策を協議する「海運・水産関係団体連絡協議会」を開催し、現場の実務関係者が広く共通の認識を持ちつつ、海上交通の安全確保のための海上交通環境に関する問題点及びその対策について調査・検討するものである。

本事業の対象海域は海上交通安全法の適用海域としており、平成30年度は、昨年度実施した瀬戸内海西側海域に引き続き、東側海域の漁業操業情報図を作成し配布することにより、瀬戸内海を利用する一般船舶等に操業状況を周知し、安全な海域利用の一助とする。

具体的には、漁業関係者等に漁種それぞれの操業方法、操業時期・時間、操業海域等に関するヒアリング調査を実施し情報を収集・整理する。

なお、対象とする東側海域は岡山県および香川県以東を基本とし、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、明石海峡航路等の海上交通安全法に定められる航路および主要な推薦航路周辺を主な調査対象海域とする。

2. 入出港等航行援助業務に関する調査（事業費：2,200千円）

船舶の航行安全に資するため、船舶輻輳海域や入港船舶及び機能の多様化に対応するための工事が活発に行われ、形状の変貌等が著しく、海上交通の安全を阻害する諸要因が複雑多岐に存在する我が国の港湾における水先に関する諸問題について調査研究を行うものである。

平成28年度および平成29年度において、大型化等が目覚しいクルーズ客船に関して、水先人によるきょう導時の安全且つ円滑な入出港操船に資する事項に関する調査研究を行ったところであるが、自動車運搬船やコンテナ船についても昨今の大型化が目覚しく、これへの対応が急務となっている。そのため、平成30年度においては、これらの船舶について、水先人によるきょう導時の安全且つ円滑な入出港操船に資する事項に関する調査研究を実施する。

3. 港湾計画の調査検討（事業費：2,100千円）

港湾管理者が策定した港湾計画について、国土交通省の「交通政策審議会分科会」の審議に先立ち、海事関係者、学識経験者、関係官庁等から構成される日本海難防止協会に設置した「港湾専門委員会」において検討し、航行安全に関する意見の集約及び改訂計画等の事前の周知徹底を図るとともに、今後の港湾計画の改訂や変更計画の策定に資するものである。

なお、必要に応じて現地調査や現地関係者の意見聴取を実施する。

4. 海難防止等調査研究団体連絡調整事業（事業費：2,900千円）

全国で活動する各海難防止団体、各小型船安全協会等が実施する事業に関して、相互調整を図り、更に、海難防止等の周知・啓蒙及び調査活動等の技術情報の交換を行い、海難防止等事業の実効性の向上に資するものである。

全国の海難防止団体、小型船安全協会等の関係者による会議（海難防止団体等連絡調整会議）を年に1回開催する。

（一般事業）

5. 水上オートバイの安全運航に係る調査・分析等業務（事業費：500千円）

近年、水上オートバイの事故は年間90隻前後で推移しているところ、死亡事故も発生しており、事故原因の多くは操縦性能を上回った高速運航や急旋回、急発進等の無謀な操縦によるものであり、事故者の半数以上が経験年数3年未満の利用者である。

一方で、水上オートバイを操縦するために必要な特殊小型船舶免許の受有者は増加の傾向にあり、これら新規免許取得者に早急な安全運航意識の啓発が求められる。また、一部の水上オートバイ運航者による遊泳者に接近しての危険走航や、集団運航による航走波及び騒音といったマナーの悪さも社会問題化している。

これまでもマリレジャーに関しては、海上保安庁などの関係官庁が安全指導や情報提供を行ってきているところであるが、実際の水上オートバイの運航経験は民間の愛好者が多く有しており、安全対策の検討にはこれら民間の知識・技術を反映することが不可欠である。

本事業では、海上保安庁、関係官庁及びマリレジャー関係者等が策定を検討している「マリレジャーユーザーに推奨する安全基準（ウォーター・セーフティー・ガイド（仮称））（以後、「安全基準」という。）に関し、水上オートバイ愛好者、団体の有する事故等予防措置に関する知見を調査・分析し、水上オートバイの安全基準策定に資することを目的とする。

6. 全国海難防止強調運動実行委員会の開催（事業費：150千円）

本事業は、官民一体となって海難防止思想の普及活動に取り組み、海難の発生を防止することを目的として、当協会が事務局となり「全国海難防止強調運動実行委員会」を開催し、「海の事故ゼロキャンペーン」を全国的規模で展開するものである。

7. 海難防止等情報の発信・啓発（事業費：1,246千円）

海難事故や海洋汚染の防止に資する調査研究や提言、海難防止等に関する最新情報、これまでに蓄積したデータや過去の事例などについて、実務的な要素を持たせた情報を提供するものである。

電子データなどの媒体を活用して効果的・効率的に情報発信を行うとともに、一般市民を対象とした情報提供についてはイベントや施設での活用も視野にいれ印刷物を活用しながら継続した情報発信を行うものである。

II 海洋汚染防止に関する調査研究、周知宣伝及び指導助言に関する事業

必要に応じて、海洋汚染に関する基礎的又は先端的な調査研究を行う。

III 海難防止及び海洋汚染防止に関する国際的な情報の収集及び国際協力に関する事業

(日本財団助成事業・日本海事センター補助事業)

1. 海上安全に関する国際情報収集活動（事業費：291,030千円）

ロンドン事務所においては、IMOの委員会、小委員会に出席し、わが国政府代表団と協力して、日本の意見を反映させる。また、その他の国際会議、セミナー等欧州海運関係国・機関の動向を把握し、海事関係情報を収集し、さらに、大学等の研究機関における海事政策等についての情報の収集・調査を行い、所要の情報をほぼデイリーに関係者に提供等を行う。

シンガポール事務所においては、マラッカ・シンガポール海峡周辺等における海難、海賊被害、施策等に関する情報収集等、沿岸国との協力関係の構築、マ・シ海峡航行援助施設基金委員会や協力フォーラム等の関連会議へ対応する。また、これらの情報を関係者に提供する。

その他、ミクロネシア諸国における海上保安体制の支援等を行う。

2. 海事の国際的動向に関する調査研究（事業費：10,500千円）

IMOのMSC（海上安全委員会）、NSR（航行安全・無線通信・捜索救助小委員会）、MEPC（海洋環境保護委員会）、PPR（汚染防止・対応小委員会）等について、わが国の海事関係者をメンバーとする国内委員会で対処方針について検討するとともに、わが国政府代表団の技術的アドバイザーとしてIMOの会議に出席し、関連情報の収集・分析・を行い、関係者にとって重要な最新の情報を提供する。

また、個別の重要案件について諸外国における現地調査を行い、最新の情報を収集・分析し、関係者に提供する。

(日本財団助成事業)

3. ミクロネシア3国の海上保安体制（能力）強化支援

（事業費：292,900千円 平成29・30年度2年間）

本事業は、平成28年度までに供与した小型パトロール艇計6隻（パラオ3隻、ミクロ1隻、マーシャル2隻）について、運用諸経費（燃料費、整備費、通信費等）を支援するとともに、職員への研修を各国のニーズに合わせて行い、ミクロネシア各国の海上保安能力強化を図るものである。

なお、平成29年末パラオ共和国に供与した40m型巡視船の平成30年度の運用支援も含むものである。

(地方公共団体（富山県）補助事業)

4. 北西太平洋行動計画推進協力事業（NOWPAP）（事業費：34,500千円）

本事業は、日本海を取り巻く日本・中国・韓国・ロシアの4カ国による国際連合環境計画（UNEP）の地域計画の一つである北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）の実施機関（国連出先機関）として、富山県に設置された富山調整事務所（地域調整ユニット(RCU)富山）への支援を行うものである。

IV 受託事業

当協会の長年の蓄積された知見や幅広いネットワークに基づき、中立・公正な専門機関として、国土交通省、海上保安庁、地方公共団体、独立行政法人等からの委託に基づき、調査研究を実施する。